

旭川市雪対策基本条例 が施行されました

どうして条例ができたの？

道路の除排雪など雪対策は、快適な市民生活や円滑な経済活動に欠かせないものです。しかし近年では、急な暖気など気象状況の変化への対応や、道路への雪出しによる道路状況の悪化など、雪対策について多くの課題があります。

そこで、市の責務、市民・事業者の役割を明らかにし、協働して雪対策に取り組むため、条例を制定しました。

雪対策基本
条例の詳細



どんな条例なの？

市の責務

- 雪対策に関する**基本的な計画**を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 施策の実施に当たっては、市民、事業者等に**周知**を図り、協力を得るよう努めます。
- 地域除雪活動への**適切な支援**に努めます。
- 雪処理のルールへの浸透及びマナーの向上を図るため、**啓発活動を推進**します。



市民と事業者の役割

- 敷地内の雪は、**自らの責任と負担で処理**することが基本原則です。雪処理のルールとマナーを守るよう努めましょう。
- 地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して**互いに協力、助け合う**よう努めましょう。
- 市、国及び北海道が実施する**施策に協力**するよう努めましょう。



遵守事項

①守らなければならないこと【義務】

- 敷地内の雪をみだりに**道路に出してはいけません**。
- 河川や水路等への**投雪**により、**流水に支障を及ぼしてはいけません**。

②守るよう努めなければならないこと【努力義務】

- 路上駐車の際は、違法駐車等に該当しない場合であっても、**除排雪作業の支障**にならないよう努めなければなりません。

など



指導及び勧告

- 市長は、遵守事項①が守られないことにより道路交通又は河川の流水に支障があるときは、**指導**をすることができます。
- 市長は、指導を受けた者が指導に応じないときは、**勧告**をすることができます。

行政指導



冬の暮らしのルールやマナーについては裏面を確認してください

お問い合わせ先
雪対策課 ☎25-6225

あさひかわの冬のルールやマナーを守りましょう

敷地内の雪は道路に出してはいけません



- ・ 通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。
- ・ 道路への雪出しは道路交通法、道路法で禁止されています。

河川等への投雪により、流水に支障を及ぼしてはいけません



北海道のHPより引用

- ・ 河川への投雪は河川法等で禁止されています。
- ・ 投雪により川が塞がれていると春先や暖気の時に雪が解けた水があふれるおそれがあります。
- ・ 投雪者や周辺にお住まいの方、子どもなどが河川に転落する危険があります。

道路交通又は河川の流水に著しく支障がある場合は**指導及び勧告**の対象となります

除排雪の支障となる路上駐車はやめましょう



- ・ 路上駐車があると除雪車が通れず除排雪ができません。
- ・ 長時間の路上駐車は法律で禁止されています。

雪の堆積スペースの確保や融雪槽の設置などの対策により、近隣の迷惑や道路・河川等の支障にならないよう努めましょう

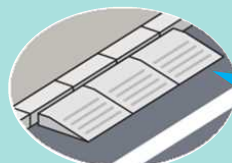
- ・ 敷地内に雪の堆積場所を確保するなど雪処理に考慮しましょう。
- ・ 屋根の雪が、道路等に落雪すると大変危険ですので、雪止め等の設置や早めの雪下ろしなど落雪を防止しましょう。



<< 除排雪作業を進めるにあたってのお願い >>



除雪車の通過後に玄関や車庫の前などに残った雪は、必要に応じて皆さんで処理をお願いします。



上がり石などの障害物を道路上に置かないでください